

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成29年3月3日（金）午後2時30分～午後4時00分  
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）  
出席者 司会者 田尻克巳（札幌地方裁判所刑事第1部総括判事）  
法曹出席者 薄井真由子（札幌地方裁判所刑事第1部判事）  
仲戸川武人（札幌地方検察庁公判部検事）  
林順敬（札幌弁護士会弁護士）  
裁判員経験者 4名（2番、3番、4番、5番。1番の裁判員経験者は欠席。）

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

#### 司会者

それでは，裁判員経験者の意見交換会を開始したいと思います。私は，札幌地方裁判所刑事第1部で裁判長を務めております田尻克巳と申します。本日の司会進行を務めさせていただきますので，どうぞよろしくお願いいたします。私は，裁判員裁判の経験は，札幌地裁では4年になりますが，前に勤めておりました裁判所での経験を含めると7年になります。

札幌地裁の裁判員裁判は，今年の1月末現在で，1305人の裁判員の方と454人の補充裁判員の方が参加してくださり，230人の被告人に対して判決が言い渡されました。全国的に見ますと，これは昨年末現在の数字ですが，5万4964人の裁判員の方と1万8695人の補充裁判員の方が参加してくださいました。このようにこれまで数多くの方々が裁判員裁判に参加してくださいました。

裁判所では，これまでも度々このような意見交換会を実施して，裁判員裁判に参加された方の御意見を伺ってきたところでございますが，そこでお聞かせいただいた御意見を参考にしまして，私自身を含め法曹関係者はより良い裁判員裁判になるように努めているところでございます。本日も裁判員経験者の皆さんの率直な御意見をお聞かせ願えればと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会には，私以外にも3人の法曹関係者が出席しておりますので，それぞれ自己紹介をしていただくことにしましょう。

#### 仲戸川検事

札幌地方検察庁の公判部の検察官の仲戸川でございます。今回，2番の方と3番の方が参加された事件を担当した検察官になります。我々当事者にとりまして，法廷でのやり取り以外で裁判員の皆様とお話しさせていただくのは，こういう機会しかないのですが，交代で検察官はこういう席に出ているのですけど，毎回，非常に我々にとっても耳が痛い話であり，役に立つ話をいただいておりますので，本日も率直な意見をいただいて，特に我々にとって耳が痛いような意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 林弁護士

弁護士の本と申します。私は、本日出席予定だった1番の方が参加された事件を担当しました。検察官と違って、弁護人というのは、なかなか経験する機会というのが少なく、検察官であれば年間十何件やられると思うのですが、弁護士だと1年に1回、裁判員裁判をできれば良いくらいなので、こういう機会は大変貴重に思っております。よろしく願いいたします。

薄井判事

札幌地裁刑事1部の裁判官の薄井です。私は、裁判員裁判の経験は、札幌での3年を含めて通算で4年やっておりますのですが、日々どのような審理が良いのかということを考えながらやっております、そういう中でも、やはり実際にやられた皆さんの御意見を聞くことが、どういう方法でやっていくかということを考える上で、非常に役立っておりますので、今日も、いろいろな御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

### <裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

本日は、4人の裁判員経験者の方をお迎えしております。担当されました事件の内容を御紹介いたしますので、今振り返ってみての全般的な感想を伺いたいと思います。

2番の方と3番の方は同じ事件を担当されました。事件の内容は、被告人が元妻とその母親に対して包丁とバットで襲いかかり、母親を殺害したほか元妻にも重傷を負わせた殺人、殺人未遂等の事件と、1歳8か月の我が子連れ去った未成年者略取の事件でした。計画性の有無などは問題になりましたが、起訴された事実には争いはなく、4日間にわたって審理と評議が行われました。判決結果は懲役28年でした。それでは全般的な感想をお願いします。

2番

参加しての全般的な感想、印象ですが、裁判長、裁判官、事務官の、裁判員に対する気遣いというのが、私の想定以上に大きくて、少し気を遣いすぎではないかなというような感じをまず受けました。それから、裁判員の名前を、プライバシー保護のために番号で呼ばれるというのは、大変違和感がずっとありました。何か良い方法がないかお考えいただけないかと思いました。それから、検察の方には、起訴状の調査不足があったような感じがして、包丁で刺したその持ち方というものと、それからバットも凶器になっているのですが、これの持ち方、片手なのか両手なのかということです、殺意の大きさについてお聞きをしたところ、その記述がなかったということでしたので、ちょっと私は違和感を感じました。それから、もう一つは、被告人の悪さのみが大変に目立っております、被害者の現場での行動とか、あるいは、いろいろなメールであるとか、その他の通信手段で、出会ったり、あるいは交際に発展したり、結婚に至っているのですが、こういうことについて、被害者の方にも安易さというものがあったのではないかと、そういうものが弁護人側からもあまり触れられていなかった。ちょっと不公平感というところも、そういうところ、あったやに感じました。あと、量刑や審議の際の手法については、大変研究されたもので、裁判長の審議の際の雰囲気作り、裁判員の方々に対する意見の引き出し方は、大変に素晴らしかったなと感じました。

司会者

ちなみに、番号で呼びすることに違和感があったということですが、何かこうすれば良いという御意見はありますか。

2番

あまり、1番さん、2番さんと呼ばれたことがないので、例えば、Aさんと言われたら、何となく自分のことを言われているような感じは受けますよね。

司会者

ありがとうございました。続きまして、3番の方、お願いいたします。

3番

私は、2番さんのおっしゃったことですが、番号で呼ばれるのは仕方がないのかなと思っていました、その方が自分のプライバシーも守られますし、それはそんなに感じませんでした。あと、やってみる前は、当然に当たらない方が良いなとずっと思っていたのですけれども、仕事もしていますし、なかなか1週間空けるといのはきつかったですけれども、こうやって、自分が普段生きていない世界を見させていただいたということで、自分の日常、自分の世界が広がりましたし、自分の職場の人間にも、もし当たれば絶対にやった方が良くと勧めさせていただきました。物の考え方とか、特に、法に関わる方の事実を捉える目とか、それを言葉にするとか、そういったことが非常に勉強になって、社会人としては、非常に役に立つことが多かったです。一般市民にとっては、良い機会でした。得るものが非常に大きかったと思います。

司会者

続きまして、4番の方が担当された事件は、知人と飲酒していた被告人が知人の言動に腹を立て、ほぼ一方的に暴力をふるって死亡させた傷害致死事件でした。飲酒などの影響の大きさなどは問題になりましたが、起訴された事実には争いはなく、3日間にわたって審理と評議が行われました。判決結果は懲役10年でした。それでは全般的な感想をお願いします。

4番

全般的な感想としましては、私は裁判の傍聴などもしたことがなくて、この地裁に来たという経験もなく、全く初めての経験でした。裁判員裁判という制度は、ニュースなどでも、もちろん知ってはいたのですけれども、本当に自分に通知が来るのだなというような、割と他人事ではありました。私は、自分の意見をうまく話すことがとても苦手なのですけれども、この裁判員をすることによって、裁判官の方たちがうまく話さなくても良いというような、ちゃんと伝わりますとか、あと、検察官や弁護人の主張を聞いて自分が感じたままで結構ですというような、丁寧に分かりやすく不安を解消してくれるような言葉をかけていただいて、また、お昼も一緒に食事をとっていただけたりだとか、信頼関係の構築というところで、とても雰囲気作りを一緒にしていただいたというのが、とても感謝していて、本当にやって良かったと思っています。実際に裁判員裁判に参加して、どのような流れで審理をし、評議を行うということが分かり、とても勉強になりました。私は、裁判員を経験してから、実は、一度傍聴に来たことがありまして、傍聴席からの光景といいますか、こちらからの角度から見たいなと思って、一度来たことがあります。とても良い勉強をさせてもらったと思っています。

司会者

ちなみに、傍聴席からの風景は違いましたか。

4番

裁判員のときには、いつも裁判長は法廷に入る前に電話で法廷の中とお話をされていたのですが、どのようなこととお話ししているのか分からなかったのですが、傍聴席から見ていて、被告人の解錠指示をしていることなどが分かりました。

司会者

被告人の解錠の指示などを電話で話しているのが、お分かりいただけたということでしょうかね。

4番

はい。

司会者

それでは、5番の方が担当した事件を紹介させていただきます。風俗店を営んでいた被告人が風俗店グループの上司からいわれのない誹謗中傷をされたことなどに立腹して、包丁で上司の腹部を突き刺したが殺害には至らなかったという殺人未遂と、深夜に他人の車庫に侵入して車などを盗んだという窃盗の事案でした。殺人未遂について殺意の有無が争点になり、4日間にわたって審理と評議が行われました。判決は殺意が認められるとして、懲役4年6月を言い渡しました。それでは全般的な感想をお願いします。

5番

先ほどの方もおっしゃっていたのですけれども、まず、判事の方ですとか、係の方ですとか、皆さんが細かいところまで気を配っていらっしゃる感じでした。あと、弁護士の方や、検事の方も、資料を作っていたかと思うのですが、法律的な知識がない人ですとか、そういった方に対しての配慮もあって、すごく皆さんに分かりやすく、気持ち良く裁判員として参加してほしいという気遣いが感じられました。

#### <選任手続について>

司会者

ありがとうございました。お褒めの言葉が多くて、何となく顔がほころんでしまうのですが、厳しい意見もどうぞ遠慮なくおっしゃっていただければと思います。それでは、話を進めますが、皆さんにお聞きしたいのは、今回皆さんに裁判員裁判に参加していただきましたが、その参加する上での障害についてお聞きしたいと思います。皆さんには実際に裁判所にお越しいただくおよそ2か月前に、裁判所から呼出状が届いたことと思いますが、皆さんには、仕事の面、あるいは家庭の面など、裁判に参加する上で何か障害になる御事情はありましたでしょうか。プライバシーに関することですので、差支えない範囲でお話しいただければと思います。それで、もし障害となるようなことがあったとすれば、それをどうやって乗り越えられたのか、解決されたのかということもお話しいただければと思います。また順番をお願いします。

2番

全くありませんでした。

3番

私は仕事をフルタイムでしていますが、営業職なので多少は融通が利いて、特に裁判員になりましたという、アポイントもこんなに簡単にずらせるのだなということ、

裁判員というのは世間では重いのだなと思いました。そうですか、分かりました、ということで、快くアポイントも全部ずらしてもらいました。

4番

私もフルタイムで仕事をしているのですが、まず一昨年に名簿に載りましたと早めに知らせていただいたので、その時点で、私は会社に伝えておりました、もし通知が来たら行きますということを前もって言っていたので、全く障害はありませんでした。

5番

私も皆さんと同じで、障害はありませんでした。会社側も理由を言えば、分かってくださったので、それで滞りなく。

### <冒頭陳述について>

司会者

それでは、審理の中身について、順次お伺いしていきたいと思います。最終的には評議を行うことになるのですけれども、評議が充実したものになるためには、皆さんから御覧になって、検察官や弁護人のそれぞれの主張が理解できるものであって、かつ、法廷で取り調べられた証拠ですね、証拠書類、証人尋問、被告人質問などがあったと思いますが、その証拠の内容が皆さんにとって分かりやすいものでなければなりません。

そこで、まず皆さんにお伺いしたいのは、検察官と弁護人の冒頭陳述についてです。それぞれの主張が冒頭陳述で述べられたわけですが、それぞれの伝えたいことや強調したいことは、法廷でこの冒頭陳述をお聞きになったときに、分かりやすかったでしょうか。それとも、分かりにくかったでしょうか。それでは、2番の方から順番にお願いします。

2番

大変分かりやすかったと思います。

3番

私も2番の方と同じ事件を経験させていただきましたけれども、検察官の方も弁護人の方も非常に分かりやすくて、何を伝えようとしたかというのは、伝わってきました。

4番

私の事件のときも分かりやすく、資料もちゃんといただいていたので、分かりやすかったです。

5番

私のときも分かりやすかったと思います。こういった状況なので、これくらいの量刑が妥当ではないかというのを、しっかり分かりやすく示していただいたと思います。

司会者

5番さんの事件では、殺意が争点になっていましたので、そこについての主張もあったかと思うのですが、そこも含めて分かりやすかったということでしょうか。

5番

はい、そうです。

司会者

そうすると、皆さん、冒頭陳述をお聞きになったときに、それぞれがどういうことを伝えたいのか、それぞれが考えている事件像はお分かりいただいたということよろし

いでしょうか。

2 番ないし 5 番

(うなずく。)

### <証拠調べについて>

司会者

次に証拠調べの内容についてお伺いしたいと思います。証拠にもいろいろありますが、まず、証拠書類の取調べでは、供述調書が朗読されたことと思いますし、そのほかの証拠については、中身についての説明が、検察官あるいは弁護人からあったと思います。それぞれの証拠の中身、内容についてなのですけれども、そういう供述調書の朗読とか、証拠の説明を聞いて、お分かりいただけましたでしょうか。例えば、早口で理解できなかったとか、メモが取れなかったですとか、あるいは、聞いていたのだけれども、内容がよく頭に入らなかったというようなことはなかったでしょうか。2 番の方からお願いいたします。

2 番

先ほどもちょっとお話を申し上げたのですが、凶器に使ったものについての説明が、どのように使われたか大変にアバウトというか、簡単に言いますと、起こった犯行については争わないという双方の合意が、被告人と被害者側にあったと、こういうことが前提になっているからなのかなというふうにも思ったのですが、しかし、裁判ですから、しっかりと私は、包丁の持ち方、バットの持ち方、これは明らかに、包丁の持ち方とバットの持ち方によって、受ける傷、打撃というのは、全然違うものなので、そういうことについて、私はきっちりと被告人から聞いておくべきだったのではないかなと、そんなふうに感じました。

司会者

今おっしゃったのは、凶器の持ち方についての証拠がなかったということですね。

2 番

はい、そうですね。

司会者

説明の内容自体は、お分かりいただけましたか。

2 番

分かりました。

3 番

私は、そういった証拠書類ですとか、現場の写真ですとか、そういったものは、一人一人にモニターがありましたので、全部、それを見ておまして、非常に分かりやすかったかなと思いました。

4 番

証拠書類ですね、あと写真ですとか、現場の写真とかも、血が付いていたりとか、そういうのも黒く塗っていただいたりとか、そういう配慮をしていただいたので、とても分かりやすく、良かったと思います。

5 番

私も特に問題はなかったと思います。皆さん、説明も上手でしたし、話し方もうらや

ましいくらい聞き取りやすく、あと、証拠写真とかも、部屋のどの部分からどういう角度で撮ったとか、番号で場所とかを書いてくださっていて、分かりやすかったと思います。

司会者

証拠の中には、証拠書類以外にも、被告人から直接話を聞く被告人質問や証人から話を聞く証人尋問があったと思います。検察官や弁護士からそれぞれ質問して、答えてもらって、最後は皆さんを含めて裁判所から質問をするという形で進められたと思います。ここで聞きしたいのは、その証人尋問や被告人質問の内容についてなのですからけれども、その内容が分かりやすかったかどうかというところをお聞きしたいと思います。例えば、質問の意図が分かりにくいとか、なぜこのようなことを聞くのだろうと思ったとか、あるいは、こんな質問をしても必要ないのではないだろうかと思ったというような御経験はおありでしょうか。それでは、5番さんからお願いします。

5番

特にそういったものは、なかったと思います。

4番

私もそれぞれの意見は理解できたので、分かりやすかったと思います。

3番

私は、被告人質問のところで、検察官が被告人に質問しても、結局、質問した意図とは違うことを答えていたのか、結局、結論が出ないままに終わってしまって、それを何度か修正しようとしていましたけれども、それでも何だかやむやみで終わってしまったような印象がちょっと残っております。まあ、相手があることなので、難しいのでしょうか。

2番

被告人質問のときにハプニングが当事件ではありました。被告人が前日に睡眠導入剤を確か50錠飲んで、出て来られるかどうかというようなハプニングがあって、フラフラの状態に質問に参加された。このことについて、非常に分かりにくいというか、真実が分からないのですね。本当に飲んであのような状態なのか、もしくは演技として行っているのか。おそらく、当然、検察の方々はそのことについても十分に検討されたと思いますが、この裁判の中でのハプニングの一つとして、あのことがあったことを、やはり忘れてはいけないことのうちのひとつではないかと思いました。

司会者

質問の最後は、先ほども申し上げましたように裁判所からも質問できますので、皆さんは裁判員でいらっしゃいましたから、質問をする機会があったかと思います。実際に質問された方は。

2番及び3番

(手を挙げる。)

司会者

2番さん、3番さんにお聞きしますけれども、質問されたことのご感想というのでしょうか、質問をしてどうでしたでしょうかということを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

3番

私が質問したのは、被告人が精神障害、精神疾患だということを弁護人の方も含めて、すごく主張されるので、それが減刑につながるべきだと思うかどうかということを質問したのですけれども、思うかどうかという答えは得られずに、うやむやになって終わってしまって、自分もああいう場は慣れていないので、イエスなのか、ノーなのかということは伝えたのですが、それでも明確な答えは得られなくて、難しさは感じました。

2番

私も何点かはお聞きをしましたが、やはり答えが返ってくる質問というのがなかなか難しいなというふうに感じました。やはり、裁判長が聞かれる内容や、裁判官が聞かれる内容と、私たち裁判員とはちょっと違いがあるなというふうに私は感じておりました。

司会者

2番さん、3番さんの感想としては、質問するのは難しいなという感じでしたか。

3番

そうですね、はい。

2番

難しいです。どこがポイントなのかということをつかむまでに、やはり時間がかかるというか、そういうところがあるのだろうと思います。

司会者

皆さんがお聞きになる前に、休憩の時間のときに、どのようなことを聞きましょうかという話し合いをしたと思うのですけれども、それがあっても、やっぱり実際に聞くとなると難しかったですか。

3番

聞くこと自体はそうでもないのですが、やはり明確な答えを得るのは難しいなと思いました。イエスカノーカの答えを得るとするのは難しいなと思いました。

司会者

4番さん、5番さんは、お聞きにならなかったということですが、何か聞くことに抵抗感がありましたか。

4番

特にはないです。

5番

なかったです。

司会者

特に聞きたい質問がなかったということでしたか。

5番

私が質問するまでもなく、他の皆さんがすべて、おっしゃってくださったので、特にはありませんでした。

司会者

4番さんも同じですか。

4番

はい。

司会者

ところで、皆さんの事件では、事件に使われた凶器が証拠として出てきたり、あるいは、遺体の写真や血の付いた現場の写真などが出てきたりしたと思います。これは生々しい証拠ということにはなるのですけれども、実際に皆さんはそれを御覧になって、何か精神的な負担というのですかね、ショックを受けたとか、精神的にダメージを受けたとか、何かそういうことはありましたでしょうか。5番さんからお願いします。

5番

写真と凶器の包丁でしたが、全くありませんでした。

司会者

4番さんは、現場の写真に、血が結構付いていたものがあったと思うのですが、どうでしたか。

4番

前もって、これから血が付いた写真をお見せしますと、倒れているところは黒く塗っておりますというふうな前置きをしていただいたので、覚悟をもって見ました。大丈夫でした。

司会者

2番さん、3番さんの事件では、凶器はバットと包丁が出てきましたし、それから現場の写真もあったかと思うのですが、御覧になっていかがでしたでしょうか。

3番

私も、ショックになったりとか、後で思い出したりとか、そういったことはありませんでした。ある程度、写真を黒く塗りつぶしていただいていたから、大丈夫でした。

2番

私も、特に感ずるところはなかったのですが、一つ、評議の場面で、バットの現物を持ってみてくださいと裁判長におっしゃっていただいて、意外と重たいということが分かりまして、プロ野球選手というのは大体900グラム前後のバットを使うのですが、あれは800グラムですが、すごく重たく感じました。それが一番の感想だったような感じがします。

司会者

あのバットは、先が少し欠けていたりしたのですが、そういうのを見ても特にショックを受けるということはないですか。

2番

特にはないです。

司会者

写真を御覧になった方は、鮮やかなカラー写真というわけではなくて、例えば白黒にしたりだとか、あるいは色を塗ったりだとか、何か修正があったと思います。やっぱり修正があるとないのでは、違いますでしょうか。まあ、修正されていない写真は御覧になっていないので、想像になってしまうかもしれませんが、そういう効果というものはありませんでしょうか。どなたでも結構ですが。

3番

やはり修正されているのは、必須だなとは思いました。見る方としては楽です。

4 番

逆に、生のものを見させてもらうというのは、ちょっときついのかなと思います。修正していただいた方が良かったと思っています。

司会者

皆さんは、結論的には、特にショックを受けたり、ダメージを受けたりすることはなかったということですね。時間がたってからも、何か思い起こして、ということもありませんでしたか。皆さん、大丈夫でしたか。

2 番ないし 5 番

(うなづく。)

司会者

法廷に出てくる証拠というのは、事前に公判前整理手続をやって、どういう証拠を出すかということをお互いに話し合いながら、いわば厳選された証拠が出てくることになりました。御自分の意見を定める上で、先ほど 2 番さんから包丁の持ち方の証拠が欲しかったというお話もありましたが、今回取り調べられた証拠の他にこういう証拠もあれば良かったのにとか、あるいは、この証拠は逆にいらなかったのではないかというような記憶はございますでしょうか。2 番さんからお願ひしたいと思いますが、2 番さんは先ほどおっしゃったとおりということですかね。

2 番

はい。

3 番

十分だったとは思っています。凶器もありましたし、写真もありましたし。

4 番

私の事件は、鍋の取っ手に指紋が付いているのかどうかということで、それが凶器になっているとか、その指紋が取れていなかったような気がするので、そういうところがあれば、もうちょっと明確になったのかなとは思いました。

5 番

特に証拠についても問題はなかったと思います。

< 論告・弁論について >

司会者

そういった証拠調べを踏まえて、審理の最後に検察官の論告、弁護人の弁論という形で、証拠調べを踏まえた双方の意見が述べられたと思います。特に、5 番の方の事件は殺意が争われましたので、その点についても、なぜ殺意が認められるのか、あるいは認められないのかということについて、双方から意見が述べられたことと思います。それから、皆さんの事件は全員の有罪判決ということになりましたので、刑を決めるにあたって重視してほしい事情について説明があったと思いますし、更には妥当と考える刑の重さですね、何年くらいが良いのかということについても、意見が述べられたことと思います。皆さんにお聞きしたいのは、その内容についてですね、例えば、5 番さんでいえば、殺意が認められるのか、認められないのか、あるいは、これは皆さん全員ですが、懲役何年という結論になるのかということについて、なぜそのような結論になるのかという説明はお分かりいただけましたでしょうか。それは、検察官、弁護人のそれぞれの

立場で述べられるのですが、なぜそれぞれの結論になるのかということは、その論告、弁論で述べられるわけなのですが、その説明はお分かりいただけましたでしょうか。それでは、5番さんから行きましょうか。

5番

最初に申し上げましたが、非常に分かりやすく説明していただいたので、そちらは理解できました。

4番

私のときも、とても分かりやすかったので、理解はできました。

3番

いろいろな過去の判例を見させていただいて、大体分かったのですが、ただ、弁護人の方が15年というふうにおっしゃっていたことの根拠が分からなかったです。

司会者

判例を見たというのは、評議の場面の話ですかね。

3番

はい。

2番

分かりやすかったと思いますし、弁護人がもうちょっと主張しても良いのかなという感じは受けました。

司会者

もうちょっと主張するというのは、どういう点についてでしょうか。

2番

やっぱり、泥棒にも三分の理ということもありますから、何らかの形でもう少し弁護してやっても良いのではないかという感じを受けました。

司会者

そういう主張もないわけではなかったと思うのですが、もっといろいろ主張してほしかったということですかね。

2番

はい。

司会者

そうすると、双方が強調したいといいますか、なぜこういう結論になるのかということを書いて、説明してくれたと思いますが、大体結論は分かったかなということでしょうかね。あと、結論のところ、検察官は求刑というのがありまして、弁護人も今回は何年が良いという話をされたかなと思うのですが、何年になるのかというところ、先ほど3番さんは、弁護人の15年がなぜ15年なのか分かりにくかったというお話でしたけど、逆に検察官の方の求刑がなぜその年数なのかというのはお分かりいただけましたか。

3番

後の評議のときに、見せていただいた資料から見ると、それくらいなのだろうかと、後で分かりました。

司会者

4番さんの事件ではどうでしたか。それぞれの年数について、なるほど、それでこの年数になるのかということ、お分かりいただけましたか。

4番

(うなずく。)

司会者

5番さんはいかがでしたか。お分かりいただけましたか。

5番

はい。

司会者

その年数もさることながら、なぜそういう結論なのか、あるいは刑を決める上で、こういう点を重視してくださいと説明があったと思います。それぞれ検察官の意見、弁護人の意見というのは、後で評議で皆さんに意見を述べていただくわけなのですが、御自分の意見を決める上で、役に立ちましたでしょうか。それとも、あまり参考にならなかったでしょうか。2番さんからお願いします。

2番

十分によくここまで調べてくれているなあというふうに関心しました。検察官、弁護人共に、大変に良かったと思います。

3番

非常に役に立ちました。こちらが評議でいろいろな意見を述べさせていただくときにも、検察官や弁護人がそれぞれおっしゃったことを、私もこう思うという形で、向こうがおっしゃったことを自分がどう思うかというふうを考えるようにしたので、すべてそこを基本とさせていただきました。

4番

自分の感覚としては、こんなにひどいことをやって、こんなに軽いのかというような自分の感情の中では思っていたのですが、やっぱり専門家の方たちの意見はこんな感じなのかという形では、役に立ちました。

5番

自分個人だけの意見や考え方だけではなく、いろいろな立場ですとか、いろいろな解釈や意見というのが聞けましたので、最終的に自分の意見を出すときには、すごく参考になったと思います。

司会者

皆さん役に立ったということでしょうかね。

2番ないし5番

(うなずく。)

<評議について>

司会者

次に、評議についてお話を伺おうと思います。評議というのは、裁判官と裁判員の皆様とが率直に意見を交換するという場でございます。今回それぞれの事件を担当された方々のアンケートを拝見しますと、評議については話しやすい雰囲気だったという御意見が多かったのですが、実際はどうだったのでしょうかということをお聞きしたい

のですけれども。話しやすい雰囲気だったのか、そうでもなかったのかというところをお伺いしたいなと思います。それでは、5番さんからお願いいたします。

5番

とても話しやすかったと思います。意見とかも自由に言えたりとか、意見がありそうだけれども話すのをためらっている方には、発言の水を向けていただいたりとか、そういったことで、素晴らしかったと思います。

司会者

多分、裁判長が司会進行をされたと思うのですが、そのやり方がうまかったということですかね。

5番

(うなづく。)

4番

私もとても良かったです。先ほども申しましたが、裁判官の方たちが、部屋を行ったり来たりではなくって、ずっと部屋にいて、一緒に食事もして、たわいもない話もたくさんしていただいたりだとか、そういうところでは、本当に信頼関係を構築して、一緒に裁判ができたのではないかと考えています。

3番

私も非常に話しやすい雰囲気で、言いたいことは全部お話しさせていただきました。

2番

私が参加した事件のときには、裁判員6人と補充裁判員2人を含めて、大変にいろいろな意見がたくさん出されました。始めのうちは、皆さん、やっぱり遠慮されているところがあったのですが、裁判長の采配というか、お話の仕方、質問の仕方、大変に素晴らしいものだったと思います。これは、目の前に田尻裁判長がいるから言うのではなくて、いなくても、そういうことは言えると思います。

司会者

ありがとうございます。ただ、2番さんが担当された評議の司会進行は私ではなかったのですけれども、若い裁判官がやっておりました。

そうすると、皆さん、雰囲気としては、話しやすかった。だとすると、御自分の意見はきちんと述べたということでしょうか。それとも、もうちょっと言えたのだけれども、言いにくかったというはなかったですか。どうでしょうか、どなたでも結構ですが。

3番

2番の方も私も言っていたと思いますけど、多分、言っていない人もいたのだろうなとは思っていました。時間も限られているので。ただ、それでも裁判官が振っていただいて、全部ではないかもしれませんが、結構出ていたかなと思います。人によって違うのかなとは思いますが、私個人としては自分の意見は述べました。

司会者

そうすると、話しやすかったという話の中で、先ほど発言しにくい人もいらっしゃったけれども、そこに水を向けて、意見を聞いていたというお話がありました。そういった工夫が良かったということなのではないでしょうかね、話しやすかったとすれば。他にこうい

う点良かったというのは、何かございますか。

3番

頭の中を整理するというので、付箋にいっぱい端的に書いて、それを何百個も壁に貼り付けていくというような手法がすごく良くて、思っではいるけど、言葉にするのは、我々素人はなかなか難しいので、それをつなぎ合わせて言葉にするという手法はすごく良かったです。

司会者

今おっしゃったのは、量刑評議の中でのことですね。犯情に関するところで、事件の重さの話のところ、それぞれの御意見を紙に書いて貼っていただいた。その場面の話ですね。

3番

はい。

司会者

皆さんの担当された事件はいずれも有罪判決ですので、刑の重さを決めるということをお話し合ったことと思います。その刑をどのように決めるのかについては、裁判官から基本的な考え方の説明があったと思います。行為の重さで、まず判断するのですというような説明があったと思います。その内容は法律的な話も含まれているのですけれども、それが皆さんから御覧になって、理解できるものだったのか、分かりやすかったのか、それとも難しかったなという御感想をお持ちなのか、そこら辺をお伺いできればと思います。5番さんからお願いします。

5番

そちらも説明していただいたので、よく理解することができたと思います。皆さん、普通こういうところだと、大体の基準というのものがすごく分かりづらいと思うので、変な話なのですが、このくらいの罪状だったら、大体これくらいという目安的なものが共通認識として生まれたのではないかと私は思います。

4番

刑を決める上で、データベースを資料として出していただいていたので、それがすごく決める上では参考になりまして、すごく役に立ったと思います。

司会者

最初の刑を決める考え方、基本的な考え方、その説明はお分かりいただけましたか。

4番

はい、理解できました。

3番

私も決める考え方というのは理解させていただきました。先ほどの紙に書いたのもありましたし。

2番

あの手法というのは、実は民間ベースでは、問題解決の手法のベースと全く同じ方法でやられているなと感じました。

司会者

最初に裁判官から刑を決める基本的な考え方の法律的な説明があったと思うのですけ

ど、その説明は難しくなかったですか。

2番

それはよく分かりました。

司会者

その説明を聞いたときに、その時の皆さんの気持ちを伺いたいのですが、確かに法律ではそうなのかもしれないけども、自分の感覚と違うなとか、例えば、もっと反省しているかどうかを重視すべきなのではないかとか、そういった違和感といいますか、御自分の感覚との違い、違和感というのは感じませんでしたでしょうか。5番さんはどうでしたか。

5番

私は特には感じませんでしたけれども、中には感じる方もいらっしゃるようには見受けられました。

司会者

それは、他の方の意見を聞いて、そう思われたということですか。

5番

そうですね、はい。

司会者

4番さんはいかがでしたか。

4番

そうですね、違和感といいますか、ちょっと被告人が反省しているのかがよく分からない人といいますか、申し訳ないと言っているのですけど、気持ちが伝わってこないようなところがあったと思います。そういうところでは、自分の感覚と刑の重さというのが、違和感といえば違和感があったのかもしれないです。

司会者

基本的な考え方自体には、特に違和感はなかったということですかね。

4番

はい。

司会者

3番さんはいかがだったでしょうか。

3番

基本的な考え方に、多少は、やっぱり自分が思っているより、感情的になってしまうのですけれども、少し軽いなと思いました。法の方では。

司会者

刑の重さを決めるに当たって、やったこと、犯罪の重さを基本にします。

3番

そうですね、はい。これくらいだったら、こういう罪に対して、こうというのは、思っていたよりも軽いのかなとは思いました。

司会者

刑の重さの話ではなくて、基本的にやったことの重さで、まず刑の枠を決めますよという話があったと思うのですが、その考え方自体に何か違和感はありませんでしたか。

3番

考え方は、大丈夫です。何もなかったです。

司会者

2番さんはいかがでしたか。

2番

私もなかったです。

司会者

そういった説明があったことをもとにして、まずはやったことの重さを考えていくというような話し合いになっていったと思います。実際に今回のそれぞれの被告人が行った犯罪について、重いのか軽いのかという評価をしていくわけなのですが、基準はやったことの重さで図るとしても、今回のやったことの重さを図るといっても、重いか軽いかは少し分かりにくいなということはありませんでしたでしょうか。あてはめの問題ですね。基準はそうかもしれないけど、実際にあてはめて、今回の事件であてはめて、重いか軽いかというのは、なかなか難しい、判断しにくいなということはないでしょうか。5番さんから、いかがだったでしょうか。

5番

確かに最初はそうでした。それが、皆さんの説明ですとか、裁判員の方々と話し合いをしているうちに、そちらは少しずつ解消されていったのではないかと思います。

4番

私も自分の気持ちの中では、ちょっと違っていたのですが、評議でいろいろな人の話を聞いて、それで大分私も気持ちが固まるといいますか、そういうところがありました。

3番

難しかったです。明確な答えはないと思うので、これで良いのかどうかというのは、ずっと考えていました。結局、今でも分からないのですが。

2番

明確な基準がないので、難しかったと思います。

司会者

そうすると、皆さん、難しさは感じていらっしゃるけれども、いろいろ話をしていくうちに、段々自分の評価が固まっていったということでもよろしいのでしょうかね。

2番ないし5番

(うなづく。)

司会者

ところで、刑を決めるに当たりまして、裁判官から過去の判決結果をデータ化した量刑グラフを示されたことと思います。ここでお聞きしたいのは、皆さんはこの資料をどのように受け止められたのかなというところをお聞きしたいのです。どういうことかと申しますと、例えば、量刑の分布があったと思いますけれども、この分布の中に絶対に収めないといけないと思ったとか、あるいは、余り重視する必要はない、あまり関係ないと思われたとか、その辺の受け止め方をお聞きしたいなと思うのですが、どうだったでしょうか。それでは、5番さんから行きましょうか。

5番

特に、この枠内で決めなければならないというような認識はなかったのですが、ただ、大きく外れるのも、やっぱりどうかなというのもあったので、世間一般的にというのもおかしいのですが、大体このくらいになるのだろうなという一つの基準として理解したという感じです。

4番

私は、そのデータベースを見せていただいたときは、もうこれで決めないといけないと思いました。ちょっと自分の気持ちとは違うと思ったのですが、やっぱりこういうものがあるというものがあつたので、参考にさせていただきました。

3番

最初は型にはめないといけないのかなとは思つたのですが、ずっと客観的にやっていかないといけないと思つていて、それでも自分の主観的な考えが入ってしまうので、真ん中をとる上では、すごく良かったかなと思つています。

2番

データベースは、やはり絶対に必要なことですので、あれは有効であつたと思つます。

司会者

今回の事件は、刑を決めるにあつて、年数だけを決めれば良いというような事件と、事件によっては、執行猶予を付けるかどうかという問題があつた事件もあるかと思つますが、その最終的な結論、年数とか、執行猶予を付けるかどうかとか、そういった意見を定める上で、この量刑グラフは役に立ちましたでしょうか。2番さんからお伺いしたいと思つます。

2番

役に立つたと思つます。ただ、やはり量刑を決める段階での重さというものについては、どうしてもぼやつとした形になってしまいますから、そういうものを、本当にこれで良いのだろうかという疑問とか、そういうものは、やはり今でも残つております。

3番

役に立ちました。まあ、気持ちが楽になります。量刑分布を見ることによって、極端に世間の意見から離れていないなということが分かりますし。

4番

先ほども申し上げていますように、私も役に立ちました。

5番

やはり必要だつたかと思つます。普通の人ですと、例えば、殺人未遂だつたら何年くらいが妥当ですかと聞かれても、パツと答えは出てこないと思うので、大体の基準として、参考として、役に立つたと思つます。

司会者

量刑分布グラフを皆さんにお示しする一番の目的は、刑の公平性というものがあるものですから、他との比較で不公平にならないようにということで、お示ししているわけですが、今の皆さんのお話からすると、そういうのも考える上で役に立つたということでもよろしいでしょうかね。

2番ないし5番

(うなづく。)

司会者

2番さん、3番さん、4番さんの事件では、刑を決める評議ということになりました。それから、5番さんは、それに加えて、殺意の認定ということも評議に加わったと思います。それぞれ費やした時間は違うと思うのですが、その時間ですね、終わってみて、結論が出てみて、ちょっと話し合いが足りないかなとか、あるいは、逆にかかり過ぎていませんかとか、何かその辺の感想をお伺いしたいと思いますが、2番さんから、いかがでしたか。

2番

適切だったと思います。長すぎもせず、短すぎもせず。

3番

今回の事件は、適切だったと思います。話のポイントが、刑をどう決めるかというところだけで、大きな論争はそこだけだったので、これにやったかやっていないかになると、あの時間で足りるのかなと感じましたけれども。

4番

人の人生を決めるのに、そんな時間で決められないのではないかなと思うのですが、後ろの時間を決めないと、ずっと迷ってしまうと思っていますので、適切だったかなと思います。

5番

長すぎもせず短すぎもせず、丁度良い時間だったと思います。

司会者

今ずっと、審理の話、それから評議の話について、大体一通りお聞きできたかなと思います。それではここで、この会に出席しています検察官、弁護人、裁判官からの質問を伺いたいと思います。まず、仲戸川検事はいかがでしょうか。

仲戸川検事

貴重な御意見をありがとうございます。内容につきましては、大体手続に従って聞かせていただいたので、事象の内容とか主張以外のところで、例えば、検察官、弁護人もそうですけれども、当事者の法廷での振る舞いといいますか、話し方でもそうですし、態度とか、そういったことで気になったところとか、ここは良くないのではないかなとか、裁判員の中から見て、そのように思われたところはあるでしょうか。

5番

私のときは特に感じませんでした。身なりもちゃんとしていらっしゃいましたし、言葉遣いも、話した内容も、ごく普通なものでしたので。

4番

私の意見ではなかったのですが、同じ裁判員をした方が、被告人の隣にいる刑務官の方がずっと下を向いて目をつぶっているような感じで、あれで良いのですかみたいな感じで話をしていたのですが、いつもされているので大変だと思います。

3番

確かに私も刑務官の方が寝ているのかなと思いながら見ていましたけれども、きっと寝ているはずはないと思いますけれども。検察官も弁護人も、非常に分かりやすく、身

なりもそうですし、話し方もゆっくりと、我々が分かりやすいように、被害者も被告人にも分かりやすいように話していただいたように感じました。

2番

私の参加した裁判では、検察官の主張することが、明瞭で非常に分かりやすいということがありました。弁護人は、先ほども申しましたが、ちょっと問題があったかなという感じはしたのですが、検察官は大変に良かったと思いますね。

司会者

弁護人の問題とされたのは、立ち居振る舞いではないですね。先ほど、もうちょっと主張してくればという点ですかね。

2番

それだけでなく、随分と薬を飲んだことについて叱っていた場面もありましたが、もうちょっと対応の仕方があったのではないかなと思いました。

3番

今の2番さんの意見について、私は、被告人がいっぱい薬を飲んでしまったことに対して、弁護人が結構怒っていらっしゃったというのは、逆に良く思いました。きっと今までいろいろなことを打合せてきたことを台無しにしてしまったのでしょうし、被害者の方に対しても失礼に当たるわけですから、そういったことに対して叱責する態度は、私は逆に良かったなと思いました。

司会者

それでは、林弁護士お願いします。

林弁護士

貴重な御意見ありがとうございました。先ほど、弁護人のことについては、もう少しこうした方が良いのではないかという御意見はいただきましたけれども、全般的には分かりやすかったという意見が多かったと思います。ただですね、こういう機会を設けていただいて、私も参加している以上、このまま良かった良かったで帰るわけにはいかななくて、遠慮なく、特に弁護人に対する苦情というかですね、良かったということ以外で、もう少しこうした方が良いのではないかということをお遠慮なく言っていただきたいと思います。私が担当した裁判の裁判員の方は来ていないので、余計気楽に聞けるのですが、例えばですね、裁判が始まって、起訴状を読み上げて、検察官が冒頭陳述をするというところまでというのは、要は事件の内容ばかりが出てきて、被告人はすごく悪い人なのだなというイメージばかりが、どんどん強くなっていくと思うのですが、そこで、弁護人が冒頭陳述をやって初めて、被告人側の事情というものが分かると思うのですが、そこでそれまでのイメージが多少なりとも変わったのか、それとも、弁護人の冒頭陳述があっても、やっぱりイメージは変わらなかったのか、その辺りを聞きたいなと思います。

2番

率直に言って、あまり変わらなかったです。

3番

私もあまり変わらないというか、逆に精神疾患ばかりを主張されるので、逆効果だったのかなと思ってしまいました。

4 番

私もあまり変わらないのですが、検察官の話を聞いてから、この話に対して、どう弁護人の方が話を持ってくるのかなというところに興味が湧いたので。

林弁護士

その期待には応えられなかったということなののでしょうか。

4 番

いえ、頑張っていたいただいていたと思います。

5 番

話す順番も重要かと思うのですが、多分、大抵の人は両方の意見を聞いてから、結論を決めようと思っていると思うので、そこは大丈夫だと思うのですが、ただやっぱり、最初に聞いた話の方の印象が強くなる傾向があるかなと、ちょっと他の人の話を聞いて思いました。

林弁護士

もう一点ですね、検察官がどういう冒頭陳述をやるかとか、論告をやるかというのは、大体分かるのですが、弁護人は、他の弁護士がどういうことをやっているのかは分からないのですよね。傍聴にいかない限り分からないのです。担当された事件で、冒頭陳述だとか、弁論のときにですね、事前にメモを配るのか、最後にメモを配るのか、あるいはパワーポイントを使って示すのか、資料なしで法廷の真ん中に出てきて話すのか、いろいろなパターンがあったかと思うのですが、担当された事件で、弁護人がどういう方法で、冒頭陳述、弁論をやったかということと、それについて、良かった点、悪かった点ということがあれば、お聞かせいただければと思います。

5 番

そこは皆さん分かりやすく説明していただいたので、少なくとも私のときは何の問題もなかったと思います。

林弁護士

資料はどのようなものが配付されたかというのは。

5 番

弁護人側からですね。写真だったと思います。その他に特に何かは…。

司会者

弁論要旨メモというのが配られたと思うのですが、これは話をする前に配られたということでしょうか。

5 番

だったと思います。

4 番

私も資料をいただいたと思うのですが、ただ口頭での話を耳で聞くよりも、目で追いながら見た方がすごく分かりやすいというのがあったので、割と紙ベースでもらって、それに沿って説明していただいた方がとても分かりやすいと思いました。

司会者

4 番さんの事件も事前に資料は配られていましたよね。

4 番

はい。

3番

私が参加させていただいた事件も資料でいただきました。弁論メモということで、非常に分かりやすいです。いろいろな内容があって、最後に結論が来ていまして、15年が妥当であるということでした。ただ、内容にはちょっとなかなか同意できる部分は少なかったですけれども、分かりやすかったです。

2番

私も弁護士の知り合いがたくさんいるのですが、今回の事件に限ってなのかもしれませんが、先ほど1年間にやるのが10対1だというお話がありました。率直に言って、慣れていないのかなと、精通されていないのかなというような、ちょっと不足が目立ったような感じが私はしました。慣れていないからなのかもしれませんが、やっぱり裁判員裁判をしっかりやってこられて、数多くやっている検察官とはちょっと違いがあったように思います。

林弁護士

最後に、裁判官や裁判所の職員にはとても良くしていただいたという意見が何回も出てきていて、司会者からも言いたいことを言えましたかという質問も何回か出ていたかと思うのですが、うがった見方というか、結論、判決を見ると、弁護人の主張がなかなか通っていないという部分もあるとは思いますが、どうしても裁判官と違う意見を出しづらいというようなことがあるのではないかと、毎日一緒にご飯を食べて、何か信頼関係を築いちゃったとか言われたときには、その信頼関係を崩すようなことは、ちょっと言えないのではないかなと、思ってしまうのですが、そういう部分があったのか、なかったのかという辺りはどうなのでしょう。

2番

私の場合は全くなかったです。

3番

どちらかという、裁判員の方が、割と感情が入ってしまって、極端な刑期とかを言うってしまうのを、それを少しマイルドにさせていただいていたような役目をしていただいていたなと思いました。

4番

信頼関係を築けたと思うのですが、そこはちょっと違うと言いますか。

林弁護士

評議の中で、4番さんの意見として、自分の思いというのはちゃんと言えたのでしょうか。

4番

はい、それはもちろん普通に言えました。

5番

確かにそういった部分はあるかと思うのですが、逆に私のときは、皆さん雰囲気作りがうまかったせいかもしれないと思うのですが、逆にだからこそ、反対意見も気楽に述べられるような空気があったかと思います。あとは、自分の言いたいことをバンバン言う人が何人かいらっしまったので、そちらで言うていただけるのもありました。

司会者

薄井裁判官はいかがでしょう。

薄井判事

貴重な御意見ありがとうございます。私の方からは、審理そのものの話というよりは、裁判員として参加する上で、皆さん、障害はなかったというふうに言っていて、お仕事をされている方も、会社に言えば全然大丈夫でしたというふうに言っていたのですけれども、その会社の中で、裁判員でお休みするという点については、当然そのような態勢がもうできていらっしゃるのか、それとも、今回皆さんが選ばれたということで特別に対応していただけたのか、その辺りの実情というのをお聞かせ願えればと思います。

3番

私は裁判員に選ばれた場合の特別休暇というのがありましたので、それで休暇をいただきました。問題なかったです。初めて知りましたが、そういう仕組みがありました。

4番

私の職場にも特別休暇がありまして、最初は有給で取ろうと思って上司に言ったのですが、それは特別休暇だからということで直していただいて、有給は減らずに済みました。

5番

残念ながら私のところは何もありませんでした。給料の出ない普通の休みをいただいていたことになりました。特に仕組み等はありませんでした。

薄井裁判官

そうすると、有給を使って、お休みを取って、いらしていただいたということになるのですかね。

5番

私のときは、有給は使いたくなかったので、あくまで普通の無給の休みを取りました。もちろん有給も使おうと思えば使えたのですが、そこは自由に判断してくれということでした。

薄井裁判官

それは、今後も変わらない感じなのですか。

5番

おそらく、話した感じですよ。

薄井裁判官

そうすると、参加する上で、5番さんは、非常に参加していただく意欲があったのかなと思うのですが、そうでない方だと、ちょっとつらいというか、しんどいなということもありますかね。

5番

会社によると思うのですが、うちの会社は、裁判員裁判は本当にやっていたんだというリアクションでしたから。特別休暇とか、制度は全くできていなかった状態だと思います。

薄井裁判官

逆に言うと、周知とか、もうちょっと裁判所の方でもちゃんとやってもらって、仕組みを社会的にも整える必要があるというようなお考えはありますか。

5番

できれば、そうして、有給を付けるように強く言っていただければ、皆さん助かるのではないかと思います。

#### <これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

だんだん時間もたって参りましたので、ここで皆さんから後に続く人たちへのメッセージをお願いしたいと思います。これからも数多くの人たちが裁判員裁判に参加することになるわけですが、おそらく皆さんがそうであったように、選ばれる前は事情がよく分からずに、不安がいっぱいだということがあると思います。そこで、実際に裁判員を経験された皆さんから、後に続く人たちへのアドバイスなどのメッセージをいただければと思います。それでは順番に2番の方からお願いします。

2番

やっぱりこれは是非やってみた方が良いと思います。特に、私のような年齢がいつている人間はそんなにやらないでも良いと思うのですが、若い人には、これからの人生の中で大変に役立つことではないかと思います。是非やっていただけるように、制度とかも整えていくべきだと思います。それから、裁判員裁判のように、民事事件でも何かできないかなという感じを私は受けました。

3番

私も、もしこういった機会が他の方にあるようであれば、積極的にやった方が良いというアドバイスをしたいと思います。理由は三つありまして、一つは犯罪の抑止になるのかなというのがありまして、やはり悲惨でしたから、内容ですとか、被害者の方、その家族の人生、本当に悲惨なことになっていますので、そういったことを目の当たりにすることによって、普段新聞とかでは感じないような感情も出てきますし、それが犯罪の抑止につながるのかなということと、あと、自分の意見を客観的に言わなければいけないというふうなことが、非常に身につきます。感情だけではなく、客観的にということ。最後は、関係者の皆さんのお仕事ぶりとか、そういったものを目の当たりにして、非常に自分の仕事にも役に立つ部分、話し方とか、相手に分かりやすく伝えるとか、プレゼンテーション能力とか、そういったことを、ビジネスに活かせるものがかなりありましたので、そういった意味でも、非常に有意義な時間です。是非、皆様にもお勧めしたいと思います。

4番

人の人生に関わるような重い仕事といいますが、今回させていただいたのですが、仕事とか、生活スタイルとか、いろいろ皆さん一人一人事情があるとは思いますが、なかなか経験できることではないと思いますので、やりたくてもできない方もきつといらっしやると思いますし、是非参加されることをお勧めしたいと思います。あと、よく常識的に考えてですとか、自分の感覚で言って良いということも、すごく勉強になりましたので、当たりましたら、是非やっていただきたいと思います。

5番

不安に思ったり、迷われている方もいらっしゃると思うのですが、やはり参加することをお勧めいたします。なかなか普段、意識することはないかと思うのですが、日常生活にかなり密接に関係している部分だと思いますので、そういった部分に理解を深めるということと、あとは、迷ったり、不安に思っているということは、それだけ裁判に関して、真摯に考えているということだと思いますので、そういった方ほど、逆に積極的に参加していただければと思います。

司会者

それぞれ温かいメッセージをいただけて、大変ありがたいと思っています。私から最後の質問なのですが、もしまた選ばれたら、お引き受けいただけますでしょうかという質問なのですが、もちろん都合が付けばという前提でございますけれども、時間的な余裕があって、参加可能だという前提ではありますけれども、もしまた選任されたらお引き受けいただけますでしょうか。

2番

私はいつでも引き受けたいと思っていますが、ただ、先ほども言ったとおり、できれば若い人に、こういう経験をしていただくことの方が優先すべきだなと、私は思っています。

3番

私も、もし機会があれば、是非引き受けたいと思います。

4番

私もくじで当たることを願っています。

5番

機会があれば、また参加させていただきたいと思います。うまくできるかどうかは分からないですけども。

司会者

ありがとうございます。まあ引き受けませんと言にくい状況だったと思うのですが、皆さんの御本心だと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

それでは、最後に本日出席の検察官、弁護士、裁判官から感想を一言ずつ伺いたいと思います。

仲戸川検事

これまでも同様ですね、本日も貴重な意見を聞かせていただいたと思います。裁判員裁判が始まって8年弱、そろそろ8年になるというところですけど、裁判官、検察官、弁護士だけでやっていた法律の世界が、今は皆さんの存在がなくては成り立たない状況になっています。それだけ、裁判員裁判というのが、日本の社会に、少しずつですけど、根付いていますし、皆さんのように、こういった意見交換会にまで出てきていただいて、将来裁判員になるであろう方にメッセージをいただけるというのは、非常にありがたいことだと思っています。今日聞かせていただいた話は、私が検察庁に持ち帰って、全検察官に共有する形になります。それがまた、未来の裁判員裁判や裁判員になる方へ、少しでも良いような、検察としての立証活動などにつながると思いますので、本当に本日はありがとうございます。

林弁護士

今日はどうもありがとうございました。やっぱり弁護人に対する意見というものは、厳しいものがあるとは思うのですけれども、先ほど皆さん、もう一度裁判員に当たったときにはやっていただけるとのことだったので、そのときには、前回よりも弁護人は上達したのではないかと思われるように、今日いただいた意見を弁護士会に持ち帰って、次回につなげていきたいと思えます。ありがとうございました。

薄井判事

本当にありがとうございました。これまでも裁判員裁判のやり方というのは、改良を重ねてここまで来ているというところはあるのですけれども、まだまだより良いものにするための工夫というのは、いろいろあるのだろうというふうに思いまして、皆さんの今日の御意見を踏まえながら、もっと分かりやすく、そして腑に落ちるような裁判ができるように頑張っていきたいと思えました。本当にどうもありがとうございました。

司会者

本日は長時間にわたり、いろいろな御意見をお聞かせくださりまして、ありがとうございました。裁判員制度が始まって8年という話がありましたけれども、その間にもいろいろ改善点が見付かってきて、どんどん直してきてはいるのですけれども、まだまだ完璧な制度ではないのですね。どこを直すべきなのか、どう直すべきなのかというのは、もちろん我々法律家も考えていることではございますけれども、やっぱり参加して下さる方が見てどうなのかというのが、一番大事なのかなと思っております。そういう意味では、今日、貴重な御意見をお聞かせいただいたことは、貴重な糧になりますので、これを我々法曹関係者は今後活かして、裁判員裁判をより良いものにしていきたいなと思っております。

これで意見交換会を終了とさせていただきます。どうも長い時間ありがとうございました。

以 上